

千葉県税理士会と定例協議会開催

副会長 川口厚志

平成30年5月21日、本会会議室において千葉県税理士会の杉田会長と9名の税理士会副会長及び理事の方々にお越しいただき、当会より森会長ほか9名の副会長及び理事・事務局職員の出席のもと、初めての定例協議会を開催しました。この協議会は平成28年10月11日付社労連第645号における「日本税理士会連合会との『年末調整に係る計算事務に関する考え方について』の協議について」に端を発し、その後連合会より県会に寄せられた「社労士会と税理士会双方の職域を尊重し、良好な関係を構築することを目的とした協議を進めてほしい」との要望に沿って開催されたものです。

この連合会からの要望においては、何か具体的な協議事項等の指示はありませんが、千葉県会としては日頃より隣接士業である税理士会の方々とは何らかの情報交換の場が必要との考えを持っており、今回この協議の場を設けた次第です。

冒頭本会の森会長及び税理士会の杉田会長のご挨拶をいただいた後、社労士会と税理士会の間にある様々な課題について忌憚のない意見交換を行いました。その課題の一つが双方の業務領域です。この事について私どもは、平成14年6月6日に社労士会連合会会長と税理士会連合会会長との間において締結された「税理士または税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書」の2の(1)に記載された、「税理士等が付随業務として行うことができる社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務は、『租税債務の確定に必要な事務』の範囲のものであること」を念頭に入れて協議を進めるべきであると考えています。またこれは、例えば年末調整事務における「租税債務の確定に必要な事務」は、税理士の専権事項であると捉えることも出来ると思います。

その他に、双方共通の問題でもある「シェアード会社による業務侵害」への対応についても意見交換をしました。

今回開催された協議会を始まりとして、今後社労士会と税理士会が必要に応じて会議を重ね、双方にとって意義のある協議会にしていきたいと考えております。

